

# 播磨町道路位置指定指導基準

(目的)

- 1 この基準は播磨町開発指導要綱第2条(3)の規定に基づき、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第5号に基づく道路位置指定を受けようとする事業に対して、必要な基準を定めるものとする。

(原則)

2

- ア 開発区域(道路部分含む)の面積が500平方メートル未満であること。
- イ 道路位置指定を受けようとする道路(以下「指定道路」という。)は法第42条第1項または、第2項の道路に接続しなければならない。

(形態)

- 3 指定道路の有効幅員は5メートル以上とする。

- 4 指定道路が袋路状となる場合については次のいずれかに該当しなければならない。

- ア 指定道路の延長が原則として35メートル以下であること。
- イ 指定道路の延長が35メートルを超える場合にあっては35メートル以内毎に兵庫県の道路位置指定の指導要綱に基づく車返しが設けられていること。

延長

当該袋路状道路が既存開発(指定)道路に接続する場合は、その取付先道路までの距離を含むものとする。

- 5 道路が同一平面で交差、接続又は、屈曲する場合は長さ3メートル以上の底辺を持つ二等辺三角形のすみ切りを両側に設けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- ア 指定道路が歩道のある幅員9メートル以上の他の道路に接する場合。
- イ 屈曲により生じる内角が120度を超える場合。
- ウ 両側にすみ切りを設けることが困難な場合で、建築物の敷地、用途及び規模等により安全上支障のない場合。(別図1参照)

(構造)

6

- ア 舗装の構成は次表を標準とする。なお、これにより難しい場合は事前に協議すること。

(単位: cm)

表層工	5	密粒度アスファルトコンクリート
上層路盤工	10	粒調砕石(修正CBR80以上)
路床	50	置換工(修正CBR20以上)又は路床安定処理工

- イ 指定道路の路盤が盛土その他軟弱な地盤に設けられた場合は、転圧等を行い強固な地盤とした後で舗装を行うものとする。

- ウ 排水施設、勾配等他の構造基準については「播磨町開発事業に関する技術基準」による。

(管理及び引継)

7

ア 指定道路部分は原則として、町へ寄付採納すること。

イ 指定道路を事業者が管理する場合は、自らの責任において、当該道路を常時適正な状態に維持・管理しなければならない。

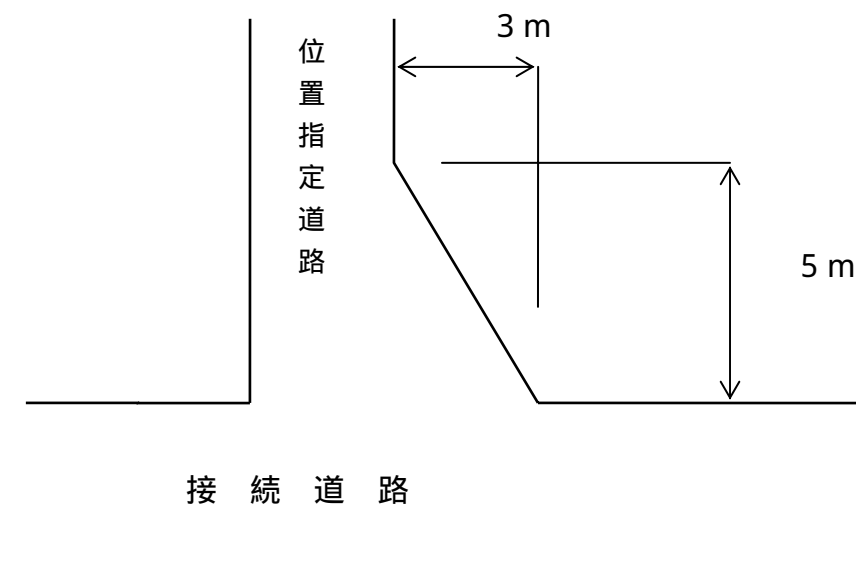
ウ ア・イどちらの場合においても、申請者は簡易な維持・管理（道路側溝の清掃等）について入居者において行うことを説明すること。

エ 指定道路が法第42条第2項道路に接続する場合は、その中心後退部分を町に寄付採納すること。

(境界杭)

8 道路とその他の土地との境界を明確にするため、起点、終点、境界線の各折点、又は、必要と思われる箇所に町の指示する境界杭等を設置すること。

(別図1)



附則

この基準は平成11年7月1日から施行する。